

令和7年度習志野市会計年度任用職員 募 集 案 内

受付期間 令和6年12月2日(月)～令和8年3月31日まで随時募集

※台帳登録された方の中から順次選考を行います。

令和7年4月以降に採用を予定している習志野市(教育委員会等の各行政委員会等を含む)の会計年度任用職員を募集します。

※別紙の登録申込書を提出し、台帳登録した方の中から選考を行い採用することから、台帳登録期間中(令和8年3月末まで)に必ずしも採用されるものではありませんのでご了承ください。

1. 登録方法

「習志野市会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、総務部 人事課へ持参又は郵送にてご提出ください。なお、市から登録が完了した旨のお知らせは行いません。

2. 台帳登録期間

登録受付日～令和8年3月31日 ※郵送の場合消印有効

※台帳登録後に登録の削除を希望する場合は、総務部 人事課までご連絡ください。

3. 登録募集職種等

別表 習志野市会計年度任用職員募集職種一覧(以下、「募集職種一覧」という。)に記載のとおり。

4. 応募資格

募集職種一覧の必要資格等に記載のある場合は、その内容を満たす方で、以下のいずれにも該当しない方。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 選考内容

登録申込書の内容及び面接により、選考し任用します。

6. 任用期間・勤務時間

一会計年度内(4月1日～翌年3月31日)で任用します。主な任用期間・勤務時間は募集職種一覧に記載のとおりですが、最終的な決定は登録申込書の希望を基に面接時に相談・調整の上、決定します。

7. 任用内定

令和7年4月1日から勤務となる方には、令和7年2月末を目途に内定通知の送付を予定しています。

※内定にならない場合は、通知の送付はありません。

また、最終的な任用の確定は、令和7年度予算が市議会承認されることが条件となります。

8. 休暇、休日等

勤務条件により、市の規則に基づき年次有給休暇等が付与されます。

原則、休日は、土曜日、日曜日及び勤務条件により設定する日となります。

ただし、土・日・祝日等開庁部門はシフト制による勤務表により決定します。

9. 給料・報酬・手当等

以下の内容は、条例等が改正された場合は、それに準じて変更となることがあります。

(1) 給料、報酬・・・募集職種一覧に記載（職務経験により加算される場合あり。）

(2) 通勤手当・・・正規職員に準じて支給

(3) 期末手当・・・基準日（6月1日、12月1日）に在職し、6カ月以上の任期があり、かつ、1週間あたりの勤務時間数が15時間30分以上の職員に、最大年4.5月分を支給

(4) 地域手当・・・給料月額又は報酬相当額の13%を支給

(5) 給与支払日・・・毎月21日支給 ただし、時給制の場合は月末締め翌月21日支給

(6) 退職手当・・・正規職員と同様の勤務時間の者が6カ月を超える勤務をした場合に支給

※その他諸手当を給与関係の条例、規則等の定めるところにより支給します。

10. 社会保険等

勤務条件により、健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険の適用があります。

11. その他

(1) 地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。

※時給制の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限の対象外となりますが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されます。また、本市での勤務時間と、兼業先の所定勤務時間との合計が、労働基準法第32条で定める労働時間（休憩時間を除き、1日8時間又は週40時間）を超える勤務をすることはできません。また、これらの確認のため、営利企業への従事等に関し、報告を求めることがあります。

(2) 提出書類は一切お返しいたしません。

(3) 採用時は全て条件付のものとし、採用後1ヶ月間（1ヶ月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達する日まで）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

(4) 同一の職務内容の職であっても年度ごとに新たな職として設定し、平等取扱いの原則のもと毎年度公募いたします。再度の任用は可能ですが、継続した勤務をお約束するものではありません。

12. 問合せ及び提出先

【登録方法に関する問合せ及び登録申込書の提出先】

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市役所 総務部 人事課 TEL: 047-451-1151（内線247）

【各職種の業務内容に関する問合せ】 TEL: 047-451-1151（代表番号）

募集職種一覧に記載のある各担当課へお問い合わせください。

※電話交換に「会計年度任用職員の業務内容の件で〇〇課へ」とお伝えください。